

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第14号

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>（指定居宅サービスの事業の設備に関する基準に係る経過措置）</p> <p>5 別表10の項に掲げる指定居宅サービスの事業のうち、復興推進事業（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第2項第5号に規定する復興推進事業をいう。以下同じ。）として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号）第6条に規定する訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた認定復興推進計画（同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画をいう。以下同じ。）に定められた区域内に存する指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業を行う事業所であつて、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものの設備に係る指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第77条第1項の規定の適用については、<u>平成32年3月31日</u>までの間は、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の」とあるのは、「事業の」とする。</p> <p>6・7 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>（指定居宅サービスの事業の設備に関する基準に係る経過措置）</p> <p>5 別表10の項に掲げる指定居宅サービスの事業のうち、復興推進事業（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第2項第5号に規定する復興推進事業をいう。以下同じ。）として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号）第6条に規定する訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた認定復興推進計画（同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画をいう。以下同じ。）に定められた区域内に存する指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業を行う事業所であつて、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものの設備に係る指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第77条第1項の規定の適用については、<u>令和5年3月31日</u>までの間は、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の」とあるのは、「事業の」とする。</p> <p>6・7 [略]</p>

(指定介護予防サービスの事業の設備に関する基準に係る経過措置)

8 別表14の項に掲げる指定介護予防サービスの事業のうち、復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令第9条に規定する介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業を行う事業所であって、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものと知事が認めるものの設備に係る指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第80条第1項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の」とあるのは、「事業の」とする。

9 [略]

(指定介護予防サービスの事業の設備に関する基準に係る経過措置)

8 別表14の項に掲げる指定介護予防サービスの事業のうち、復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令第9条に規定する介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業を行う事業所であって、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものと知事が認めるものの設備に係る指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第80条第1項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の」とあるのは、「事業の」とする。

9 [略]

2 別表（第2条、第3条関係）

社会福祉施設等	法律の規定	要件及び基準	法令等
[略]			
7 [略]	[略]		

別表（第2条、第3条関係）

社会福祉施設等	法律の規定	要件及び基準	法令等
[略]			
7 [略]	[略]		
7の2 社会福祉住居施設（社会福祉法第68条の2第1項に規定する社会福祉住居	社会福祉法第68条の5第1項	社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）

			<u>施設をいう。</u>		<u>社住居施設の運営に</u>
			<u>以下同じ。)</u>		<u>関する基準</u>
8	[略]	[略]	8	[略]	[略]
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和2年4月1日から施行する。